

第8期基山町障がい福祉計画・第4期基山町障がい児福祉計画策定業務委託仕様書

1 件名

第8期基山町障がい福祉計画・第4期基山町障がい児福祉計画策定業務委託

2 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画の一体的な計画として、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期基山町障がい福祉計画」及び「第4期基山町障がい児福祉計画」を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4 履行場所

基山町内全域

5 業務内容

(1) 現行計画の課題整理

現行の第7期基山町障がい福祉計画及び第3期基山町障がい児福祉計画の課題等の整理・分析を行い、取り組むべき課題を整理し取りまとめを行う。(現行施策等の収集整理・分析)

(2) アンケート調査の実施と分析

計画策定の基礎資料とするために、障がいのある方やその家族等に対し、生活実態、制度やサービスの利用状況、今後の利用意向等についてアンケート調査を実施する。

業務内容は次のとおりとする。

① 調査票の企画・設計

国が示す「障害者基本計画に係る障害者基本法」「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」等を参考に、調査項目及び調査結果の分析方法の設定を行う。

② アンケート調査票等の作成

障がい者及び障がい児の計1,000人(増減あり)

アンケート調査票の発送・回収作業含む。

③ アンケート調査結果の入力・集計・分析

調査結果の項目ごとに集計、障がい種別ごとにクロス集計を行うとともに、グラフ等を活用した分析を行うこと。

・自由回答については意見を取りまとめて分類すること。

・調査結果の分析の総括を行うこと。

④ アンケート調査結果報告書の作成

※ アンケート調査にかかる作業・費用分担は以下のとおりとする。

項 目	基山町	受託者
調査票の印刷		○
発送用、返信用封筒の印刷（封筒は町で準備）		○
調査対象者の抽出	○	
宛名シール作成、貼付け・調査票の封入		○
発送、返送に係る郵送料 郵便局への料金受取人払承認申請の手続き		○
調査票の回収		○
データ分析、入力作業		○

調査対象者リストはエクセルデータで渡すものとする。

(3) 関係団体・事業所アンケート調査の実施と分析

障がい者関係団体、障害福祉サービス事業所等を対象にアンケート調査を実施する。調査にあたっては、調査票の作成、郵送による配布・回収、集計・分析を行う。事業所等は約20箇所とする。

アンケート調査票の作成・印刷、配布・回収の郵送費用、集計・分析等の費用全てを受託者が負担する。

(4) 策定委員会の会議支援業務（5回程度開催予定）

計画策定にあたり、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する策定委員会開催の際に必要な資料の作成、会議への出席及び議事進行の補佐、会議録の作成を行う。

(5) 計画素案の作成・修正

現行計画の課題とアンケート調査で把握した現状やニーズと町の保有する情報・データ等を統合し、国の基本指針を踏まえ総合的に検証したうえで計画の見直し及びサービス見込量の算出・目標値の設定を行い、計画案を作成する。

- ・現状評価・課題分析
- ・アンケート調査結果の集計及び分析（クロス集計・グラフ作成）
- ・各種施行事業の実態把握・今後の方向性に関する検討

(6) パブリックコメントの支援

計画素案においてパブリックコメントを実施するため、ホームページに公表する資料作成、提出意見の整理・意見に対する助言等を行う。

(7) 原稿データ作成業務

- ・第8期基山町障がい福祉計画・第4期基山町障がい児福祉計画原稿データ作成
- ・第8期基山町障がい福祉計画・第4期基山町障がい児福祉計画概要版原稿データ作成

6 成果品

- (1) 第8期基山町障がい福祉計画・第4期基山町障がい児福祉計画（A4版1色刷り、100ページ程度） 3部
- (2) 第8期基山町障がい福祉計画・第4期基山町障がい児福祉計画 概要版（A4版カラー刷り、13ページ程度） 3部
- (3) 第8期基山町障がい福祉計画・第4期基山町障がい児福祉計画策定業務実施報告書（A4版1色刷り、30ページ程度） 3部
- (4) 障がい者アンケート調査結果報告書（A4版） 3部
- (5) 関係団体等アンケート調査結果報告書（A4版） 3部
- (6) 上記全ての電子データ（Microsoft word版及びPDF版）CD-ROM一式

7 その他

- (1) 業務上知り得た情報等について、第三者に漏らしてはならず、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いについては、基山町個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- (3) 本業務で調査した内容やデータ整理などに使用した原資料は、すべて成果の一部とし、成果品の著作権は基山町に帰属するものとする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、実施方法等について町と十分調整協議を行う。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。